

工事における現場環境改善費の積算要領

1 目的

本要領は、公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について、必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

2 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、施設機械工事（電気通信設備工事、鋼橋架設工事は除く）、建築工事及び実施が困難又は効果が期待できない工事については、対象外とすることができる。

3 実施方法

- (1) 発注者は、特記仕様書により現場環境改善費の内容を明示する。
- (2) 受注者は、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上を選択し合計4つの内容を実施する。
- (3) ただし、地域の状況・工事内容により、組合せ、実施項目数及び実施内容について、(2)によらず変更できるものとする。詳細については、監督職員と協議する。なお、内容に変更が生じた場合も監督職員と協議する。
- (4) 受注者は、具体的な実施内容、実施期間を工事打合せ簿により監督職員に提出する。
- (5) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出する。

4 積算方法

(1) 基本的な考え方

- ア 現場環境改善に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。
- イ 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上する場合は、現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策の妥当性と、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。
- ウ 費用が巨額となるなど、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」又は見積り等を参考に適切に計上するものとする。

(2) 積算方法

- ア 算出方法は以下のとおりとする。

算出式

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：%、小数第3位四捨五入2位止め）

P_i：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額）

α：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i (%)
直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i = 392.8 \cdot Pi^{-0.3520}$
	5億円を超える場合	0.34

イ 率に計上されるものは、別表－1の実施する内容のうち、原則として、各計上項目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用である。なお、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ウ 積上げ計上分（ α ）に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用である。

エ 現場環境改善費率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

5 設計変更について

条件明示（積上げ計上分）がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。設置期間分の減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

6 留意事項

- (1) 現場環境改善費として設計計上する内容は、工事成績評定の加点対象としない。
- (2) 効果が期待できない内容（第三者がいない工事現場でのPR看板の設置など）当該工事との直接の関係のない内容（エアコンの購入のみで現場事務所へは設置しない場合など）については、評価や費用計上の対象としない。
- (3) 事例は別表－1，2を参考とすること。ただし別表に掲載がなくても趣旨に沿う内容であれば評価してもよい。
- (4) 受注者より、現場環境改善に取り組まない旨申し出があった場合は、これを認め、設計変更により現場環境改善費の計上を取り止める。また、実施計画書により実施予定だった内容の一部または全部を取り止め、実施内容が現場環境改善費の計上条件に不足する場合も同様に取り扱う。
- (5) 見積書作成にあたっては、以下に留意すること。
 - 施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。
 - 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
 - 施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定す

るものとする。

- 間接工事費率、一般管理費等率計上分を含め、別に費用計上している内容については、現場環境改善費として費用計上の対象としない。それらに計上されている内容をグレードアップして使用する場合は、通常品との差額については、費用計上の対象とするため、通常品との差額のみ見積書に記載すること。

7 特記仕様書等について

「特記仕様書記載例」を参考として適用する。

8 その他

この要領に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和2年10月1日から適用する。

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

この要領は、令和5年7月1日から適用する。

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

【別表－１】

計上項目	実施する内容の事例（率計上分）
仮設備関係	①昇降設備の充実 ②環境負荷の低減 ③ICT設備の充実 ④作業負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③健康関連施設の充実 ④野生生物・害虫対策等
地域連携	①広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） ②見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） ④現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

【別表－２】

計上項目	実施する内容の事例（積み上げ計上分）
・避暑 （熱中症予防） ・防寒対策	・ジェットヒーターの設置 ・冷暖房施設の設置 ・ミストファンの設置 ・簡易テント及び移動式エアコンの設置 ・大型扇風機の設置

※熱中症予防に関する留意事項

現場管理費に係る内容（主として作業員個人に対する対策）については、「熱中症対策に係る現場管理費の補正」にて費用を計上するものとし、現場環境改善費としては計上しない。（熱中症対策に係る現場管理費の補正によるものの例：塩飴、経口補水液、空調服等）